

県南広域振興局長告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年5月15日

県南広域振興局長 勝 部 修

医療機関の名称	所在地	指定年月日
とみつか脳神経外科クリニック	花巻市御田屋町1番41号	平成21年4月1日
いわぶち脳神経クリニック	北上市さくら通り二丁目2番25号	〃
かわさき歯科診療所	一関市川崎町薄衣字町裏5番1号	平成21年4月28日